

# たかさし 史話 51

## 高砂町の建物疎開（その一）

市史編さん室で旧高砂町役場文書をみていて、これはと思う史料に出会いました。『高砂町疎開に関する土地賃貸借契約書』と表記された一袋がそれで、中には戦争末期に建物疎開で取り壊された家屋の跡地を、町が土地所有者から借り上げる旨の契約書一八八通が入っていました。

建物疎開については『高砂町史誌』（一九八〇）に、「本町通りの道路東側沿い並びに、朝日町三菱製紙工場沿いの家屋が強制疎開」とあります。しかし同書の別のページには「南北本町通り東側と、その東の藍屋町から西宮町に通ずる、幹線道路周辺家屋三百四十八戸を強制的に取壊わした」とも書かれていて、記述に混乱があります。

どこが疎開の対象になったのかという、基礎的な事実さえあいまいなのです。今回発見した史料は、こうした歴史の空白を埋めるための、たしかな手がかりとなりました。一八八通の契約書はいずれ

も藁半紙にガリ刷りされた同文のもので、土地の借り上げ期間を一九四五年七月一日から翌四六年三月三十一日までとしています。賃貸借契約は四五年七月一日以前に取り交わされたと考えるのが普通でしょう。しかし契約年月日の欄には「昭和二十一年」（一九四六）と印刷されています。

兵庫無尽株式会社の総務部長が四六年六月一六日づけで、「元出張所疎開跡地賃貸料」を支払うとの通知があったから、「貴下ニ於テ一度高砂町役場へ出張相成度シ」と、同社高砂出張所長あてに指示したメモが、なぜか契約書の束の中に紛れ込んでいました。

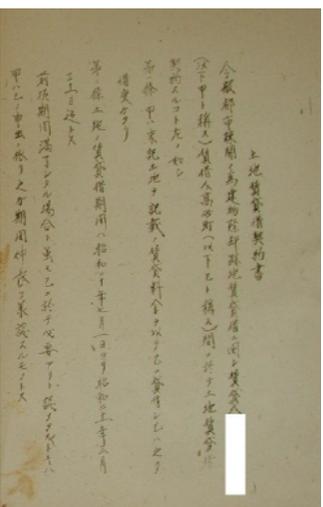
また契約書の約款中には、当事者である高砂町を指して「乙」とすべきところを、誤って「之」と記したままになっている箇所があり、その杜撰さに驚かされました。つまり契約書もないまま住民を迫っていた、

戦後になってから事後的に、しかも賃貸料受領のため役場へ出頭させたときに、にわかづくりの契約書に否応なく署名捺印させたものと推測できるのです。

日本の諸都市が次々に空襲にみまわれ焼け野原になるという、緊迫した情勢が背景にあります。しかしいくら防空のためとはいえ、いきなり生活の場を追われ、住みなれた家屋の破壊と所有地の借り上げを強行された人びとの無念はいかほどだったでしょうか。

（市史編さん専門委員

三輪泰史）



### 高砂町役場文書

『高砂町疎開に関する土地賃貸借契約書』